

ボランティアハート 第5号

発行元：坂井市社協ボランティア・市民活動センター
発効日：平成25年2月

地域福祉活動計画(かたいけのプラン)展開中！

坂井市社会福祉協議会では、住民からの声をいただき地域福祉活動計画（愛称：かたいけのプラン）を策定し、平成24年度から計画に沿った活動を進めています。市社協ボランティア・市民活動センター（以下ボランティアセンター）も、計画にて4つの強化項目を掲げ、今後の活動展開を進めていきます。4つの強化項目はご覧の通りです。

①課題と活動を「つなげる」機能

ボランティア活動は、「こんなボランティアをしてほしい」という思い（ニーズ）と、「ボランティアをしたい」という思いを“つなげる”ことで形になります。

ここでは、その“つなげる”機能を強化していくため、丁寧な活動依頼の聞き取りや活動者の場づくりなど、ボランティア活動の支援を行っています。



高齢者施設での演芸ボランティア



買い物付添いボランティア

②「学び、高める」福祉の人づくりの機能

これからボランティアをしてみたいという方に向けた入門講座から、すでに活動している方への資質向上研修など、さまざまな講座を開催することで、地域のなかの福祉やボランティアに理解のある人（福祉人：ふくしびと）の養成を行っています。



福祉教育サポーター養成講座の様子



ビューティークアボランティア講座の様子

③福祉、ボランティアの情報を「知らせる」機能

「ボランティア活動をしたい！」などの思いをつなげるため、市内のボランティア活動状況や既存団体の活動紹介など、情報の整理や共有スペース等、情報発信を行っています。



④交流の場づくりで「つながる」機能

ボランティアの活動エリアや活動分野によって、実践課題は様々。抱えている課題の解決などができるよう活動者同士の交流の場づくりを行っています。



ボランティア活動保険に入りましょう！

ボランティア活動保険って何？

ボランティア活動保険は、ボランティア活動中に起こってしまった事故やけがに備えて加入する保険です。

坂井市社協ボランティア・市民活動センターでは、ボランティア活動を希望する個人の方やグループに、このボランティア活動保険への加入をオススメしています。

どうやって加入するの？

ボランティア活動保険は、最寄の社会福祉協議会（以下社協）の窓口で加入の手続きをすることができます。加入時は、ご希望のプランの保険料（右図参照）をご用意ください。

万一の事故が起きてしまった場合には、加入手続きをした最寄りの社協に報告してください。

どんなときに補償を受けられるの？

活動中の自身のけが、相手のけが、ボランティア先へ通う途中（往復）での自身と相手のけが、ものの破損などについて、補償を受けることができます。

ただし、自動車の修理等は対象となりません。各自の自動車保険が適用されます。

ボランティア活動保険豆知識

○平成25年度から、保険料が変わります。

基本 A プラン	300 円	天災 A プラン	490 円
基本 B プラン	450 円	天災 B プラン	690 円

（金額は加入者一人当たり）

○団体でボランティア活動保険に加入する場合、団体で作成した会員名簿のコピーを持ってきていただくと、加入申込書に会員の名前を書くことなく手続きができます。

○複数のボランティア団体に加入している場合、いずれか1つの団体に加入していれば、他の団体での活動についても補償されます。

○ボランティア活動の報酬として謝礼金を受け取った場合は、ボランティア活動保険の補償対象から外れてしまいます。ただし、交通費、昼食代、材料費などの費用としてならこの限りではありません。

その他、ボランティア活動保険についてのお問い合わせは、
坂井市社協ボランティア・市民活動センター

TEL：68-5070（坂井市社会福祉協議会）まで

ボランティア・市民活動センターへの登録(更新)をお願いします。

【登録（更新）の方法】

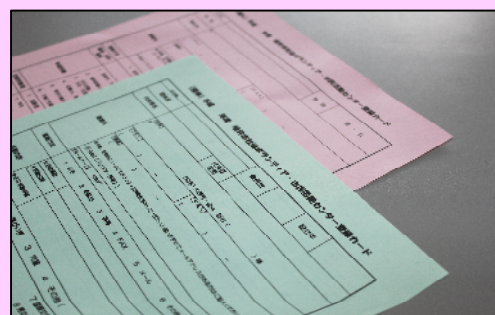
①センター窓口に設置した登録カードに必要事項を記入の上、提出してください。前年度に登録している団体については、変更箇所（例；代表者など）をセンターまでお知らせください。

※なお、ボランティア活動保険加入の団体は、原則センター登録していただきます。

【登録の特典】

①本情報紙をはじめとした各種ボランティア情報をお届けします。

②登録団体の情報交換・交流の場である「ボランティア連絡会」に参加していただくことで、他のボランティア団体とのネットワークを持つことができます。



活動助成金・ボランティア情報

平成25年度 助成公募団体募集！

坂井市共同募金委員会では、平成25年度助成公募団体を募集します。

詳しくは、3月28日（木）発行の坂井市共同募金委員会だより並びに市社協ホームページにてお知らせいたします。

＊坂井市共同募金委員会だよりは、市内全世帯に配布します。



募金運動に関する事務ボランティア募集！

坂井市共同募金委員会では、毎年10月1日から、全国一斉にはじまる募金運動にて、学校募金依頼のための資材等の準備など、募金運動の事務にかかわるボランティアを募集します。あなたの力を、じぶんの町を良くする共同募金運動に活かしませんか？

期 間

毎年8月1日～1月31日の期間内で予定しています。

内 容

運動資材の準備や簡単な事務作業、街頭募金のお手伝い等をお願いします。

対 象

市内在住の方であれば年齢・性別は問いません。

その他

活動時間や、曜日については、お気軽にご相談ください。